

「地域課題研究ゼミナール支援事業」「地域貢献型学生プロジェクト推進事業」の見直しについて

1. 趣旨

これまで、県内の高等教育機関の専門性と学生の若いパワーを地域課題の解決や地域の活性化につなげるため、「地域課題研究ゼミナール支援事業」（以下、「課題ゼミ」という。）や「地域貢献型学生プロジェクト推進事業」（以下、「学プロ」という。）を実施してきました。

地域課題の解決ということで地域の協力も得られ、地域の方と学生との交流や課題解決につながった事例もあるなど、多くの成果がでております。

しかし一方で、自治体や地域団体（以下、「地域団体等」という。）や大学のゼミナール、研究室および学生団体（以下、「ゼミ等」という。）の間で、事前に活動目標や役割分担等のすり合わせが必ずしも十分に行われず、活動がゼミ等に任せきりになったり、地域団体等が期待する活動や成果とゼミ等の活動にずれが生じているものもあると聞いております。

こうしたことを踏まえ、石川県の強みである高等教育機関の集積や大学コンソーシアム石川の機能を活かし、今後も地域と県内高等教育機関との協働をより一層推進し、連携を深めていくために事業の見直しを行います。

2. 主な変更点

【全体】

- ・従来の「地域課題研究ゼミナール支援事業」と「地域貢献型学生プロジェクト推進事業」を統合し、「地域共創支援枠」とします。
- ・自治体や地域がすでに保有している特産品や観光プラン等に付加価値を付与するための「付加価値強化枠」を新たに設けます。

【地域共創支援枠】

① 事前研修会の開催

地域団体等がゼミ等に活動を任せきりにせず、活動の目標を共有し、協働することで、双方が望む成果を出すために、通算の採択年数が1年目と2年目（3年目以降は任意）の活動を行う地域団体等の代表者と指導教員（他に学生の参加も可）を対象に

事前研修会を開催し、コーディネーターを交えて1年間の活動の目標、地域団体等とゼミ等が行う活動の役割分担の確認を行います。

日 時：平成30年6月15日（金）14：00～

16日（土）14：00～

※どちらか一方に参加。所要時間は2～3時間を想定。

場 所：6月15日（金）しいのき迎賓館 セミナールームA

16日（土）石川県文教会館 203会議室

② 採択年数の上限設定等

本事業は、地域団体等とゼミ等の協働のスタートアップを支援するものであり、一定の支援期間経過後は、当該地域団体等とゼミ等が自立的に活動を継続していただくことが望ましく、また、より多くの地域における大学等のゼミ等との協働を推進するため、過去に「課題ゼミ」または「学プロ」に採択されたことがあるゼミ等が、同じ地域団体等と協働して行う活動については、テーマ、活動内容の変更があっても継続活動とみなし、継続活動は通算の採択年数の上限を5年とします。
また、通算の採択年数3年目以降の継続活動については、4年目の採択から助成金を最大15万円とします。

③ 実績報告書等の提出

申請時に記載いただいた活動内容や目標の実施状況や達成状況を確認するため、実績報告書と評価表を提出いただき、次年度以降の活動につなげていただきます。

【付加価値強化枠】

① 趣旨

現在、多くの自治体や地域で、地域活性化のため特産品や観光プラン等の開発が行われていますが、ものは良いのに期待したほど売れないといったケースが少なくありません。

そこで新たな試みとして、既存の特産品等に地域だけでは気付けない付加価値（新しい魅力）を、高等教育機関の知によって付与し、販売増や集客増等につなげることを目的として「付加価値強化枠」を創設しました。この取り組みを通じて、高等教育機関と地域の更なる連携の拡大につながることを期待しています。

② 付加価値とは

ここでいう付加価値とは、高等教育機関の知識や技術、研究によって既存の特産品等に対し、データ等での裏付けによるお墨付きなど新しい魅力を加えるもので、販売や集客の増加等につながるものを想定しています。

◇付加価値例

- ・ 特産の食材（美味しい）＋付加価値（健康効果、美容効果のデータによるお墨付き）
→販売増、PR 効果増
- ・ 森林や浜辺でのヨガ体験（気持ちいい）＋付加価値（なぜこの場所なのか（〇市の森林はリラックス効果の高い成分を放出する木々が多い等）のデータによるお墨付き）
→PR 効果増
- ・ 地域ならではの複数の野菜（珍しい、美味しい）＋（食べ合わせによる効果のデータによるお墨付き）→PR 効果増、新商品開発

- ・お土産の販売（特産、郷土）＋付加価値（AR、VR 技術を活用した販売促進やリピート対策）
→販売増、リピート効果増

※例として記載してあるものは、一般的な付加価値であると思いますので、さらに他地域と差別化を図れるものが期待されます。

※すでに高等教育機関や研究者が保有しているデータや研究のほか、すでに分かっている効果であっても、対象となるものに応用して付与できるものは対象になります。

※実際に付加価値を付与できると思われる特産品等があれば、高等教育機関側から自治体に事前に連絡をとっていただいても構いません。

※付加価値強化枠の対象外（例）

- ・特産品等の販売促進活動や集客促進活動そのもの（イベントの開催、PR 映像制作等）
- ・廃校舎、空き店舗、空き家を活用したイベントの開催
- ・新たな特産品や観光プラン等の開発

③ 応募団体等について

応募できる団体は自治体のみとし、応募件数は一自治体につき、2 件以内とします。

④ 採択年数について

・採択年数は1年間とします。2年目以降の申請はできません。

・より多くの地域における大学等のゼミナール及び研究室との連携を推進するため、

従来の「課題ゼミ」と「学プロ」に通算3年以上採択されたことがある活動は、当枠に応募・申請できません。

⑤ その他

「地域共創支援枠」と異なり、事前研修会の参加やコーディネーターを交えた目標設定や役割分担、評価表の記載は行いません。